

■地域包括支援センター業務の委託法人について

地域包括支援センター業務の委託に関しては、平成27年度及び平成28年度に開催しました地域包括支援センター運営協議会において、センター設置の経緯や今後のあり方、設置に関しての方向性等について、本市の考え方等を説明させていただきまして、ご審議の上、以下の点について承認いただいたところでありま

1. センター業務の委託は、社会福祉法人等（現在の在宅介護支援センターを想定）を選定。【平成27年度第2回運営協議会にて】
2. 平成28年度から平成30年度まで、3圏域ずつ委託を行い、一部地区については直営センターを配置。【平成27年度第2回及び第3回運営協議会にて】
3. 委託によるセンター設置予定圏域及び直営圏域について
 - 平成28年度（設置済）…二瀬地区、穂波西地区、筑穂地区
 - 平成29年度（設置済）…飯塚東地区、幸袋地区、潁田地区
 - 平成30年度（予定）…飯塚・片島地区、鎮西地区、庄内地区
 - 直営…立岩地区、鯉田地区、菰田地区、穂波東地区
 【平成27年度第3回及び平成28年度第2回運営協議会にて】

平成30年度については、下表のとおり、センターの設置を予定しております。

■平成30年度地域包括支援センター設置圏域及び委託法人について

委託年度	担当圏域	委託予定法人名称	委託予定法人所在地
平成30年度	飯塚・片島地区	社会福祉法人 櫛会	飯塚市相田 114 番地 1
	鎮西地区	社会福祉法人 いい穂会	飯塚市花瀬 157 番地 1
	庄内地区	社会福祉法人 光綾会	飯塚市多田 309 番地 11